

令和6年度 地域イノベーション連携モデル事業 概要

～Society5.0 技術を活用した地域課題解決を公民連携で実現～

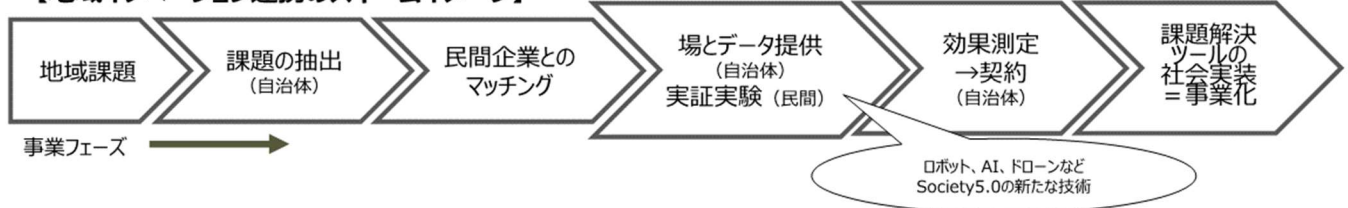
1 事業目的

当事業は Society5.0 の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町村によるケーススタディを行い、成果を全国に発信するとともに、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするものです。

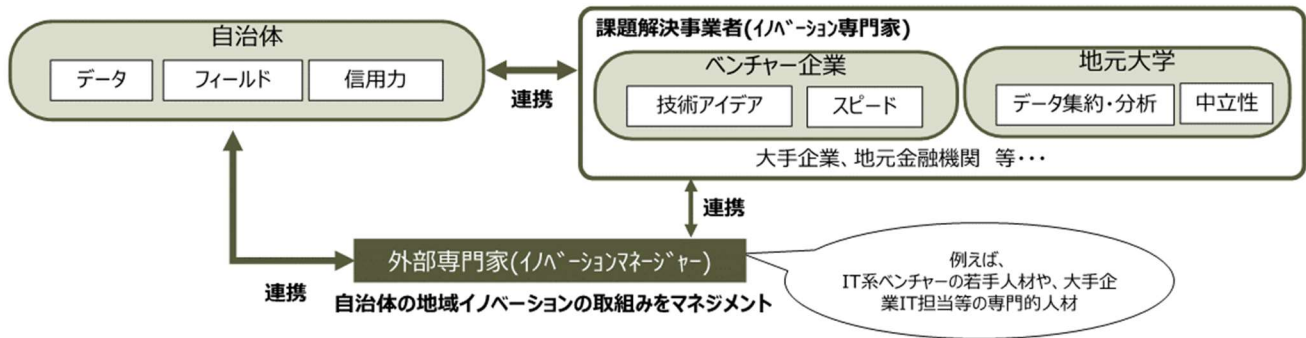
2 地域イノベーション連携とは

地域イノベーション実現のため、外部の専門家とともにサービスやプロダクト等を開発・実証・事業化する仕組み及び一連の取り組みです。一例として下図のようなスキームやプロジェクトが考えられます。

【地域イノベーション連携のスキームイメージ】



【新たなテクノロジーを活用した課題解決プロジェクト】



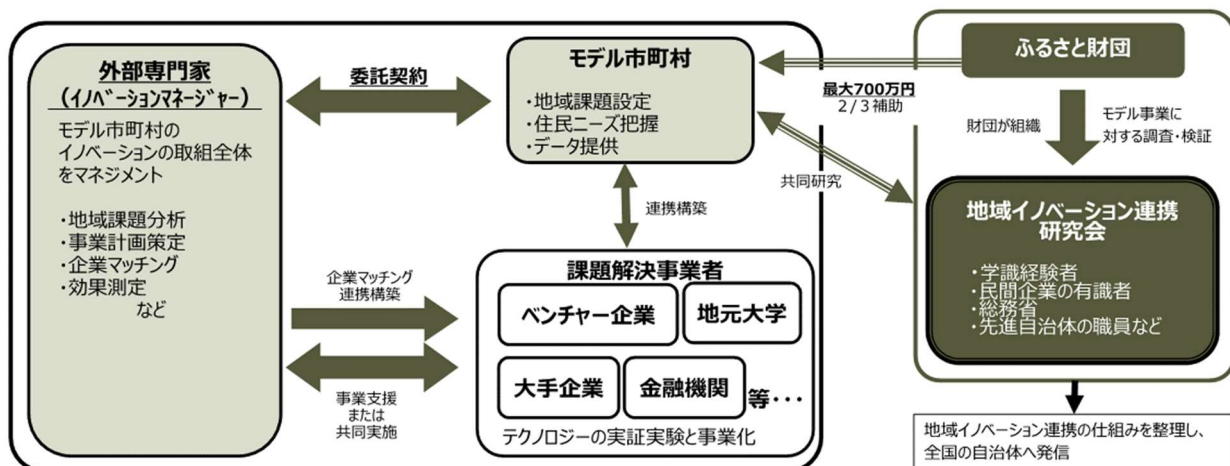
3 地域イノベーション連携モデル事業の概要

財団はモデル事業を公募し、採択した市町村（以下、「モデル市町村」という。）が外部専門家と委託契約する費用の一部を補助します。また、「地域イノベーション連携研究会」を組織し、モデル市町村の取り組みをもとに地域イノベーションの推進方策について報告書として取りまとめ、全国の自治体へ発信します。

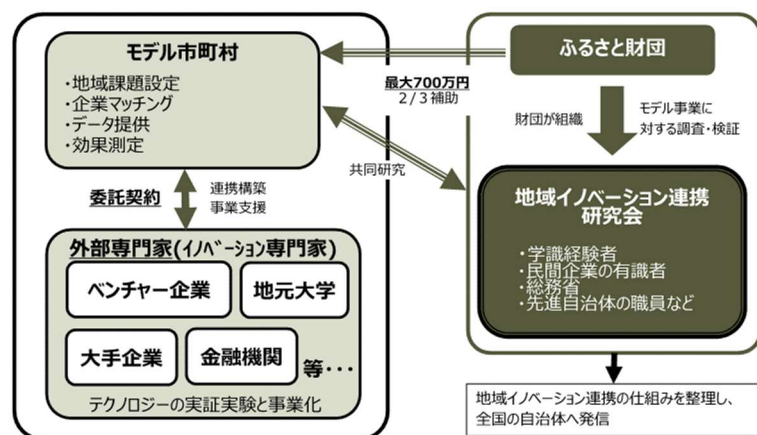
●外部専門家とは？…下記のいずれかの業務を遂行する者をいう。

- ①市町村の地域イノベーションの取り組みを総合的にマネジメントする外部の専門的人材(イノベーションマネージャー)
- ②市町村と連携し課題解決に向けた実証事業や事業化に取り組む外部の専門的人材(イノベーション専門家) **【新設】**

【①イノベーションマネージャーを設定するモデル事業のイメージ】



【②イノベーション専門家とのモデル事業のイメージ】【新設】



【地域イノベーション連携研究会】

モデル市町村及び外部専門家には、研究会との共同研究の一環として、年3回程度、財団の要請に応じて研究会に出席し、モデル事業について報告を行っていただきます。

※財団は、地域イノベーション連携研究会への出席に要する費用は負担しません。

4 公募概要

補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。） ② 複数の市町村（特別区を含む）が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体（以下「代表団体」という。）及び共同する全ての団体。
対象事業	<p>対象事業は、事業目的に合致する事業で、次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が令和6年度に実施するもの（令和5年度以前から継続している事業も対象とする）。 ② 市町村が外部専門家を活用して地域イノベーション連携を実施するもの。 ③ 市町村または代表団体が外部専門家または外部専門家が所属する法人と業務の委託契約を締結するもの。 ④ 他の市町村における地域イノベーション連携のモデルとなり得るもの。 ⑤ 当該事業に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないものであること。
補助内容	<p>【補助金/補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業 700万円 以内（補助対象事業に係る契約金額の2/3以内） <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家の活用に関する経費 ・ その他の経費（その他の委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費等に係る経費（消費税及び地方消費税を含む）原則として耐用年数が1年以上の物品に係る費用は含まない。）
補助対象事業数	2件程度
補助対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年2月20日まで
公募期間	申込締切 令和5年12月4日（月）（財団必着）
留意事項	財団へ直接申請（別途都道府県への報告を要します）
問合せ先	<p>（一財）地域総合整備財団＜ふるさと財団＞ 開発振興部開発振興課 水上 千102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階</p> <p>【TEL】 03-3263-5758 / 【FAX】 03-3263-7423</p> <p>【E-mail】 kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp</p> <p>【URL】 https://www.furusato-zaidan.or.jp/</p>